

四日市市告示第197号

四日市市スポーツ激励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市スポーツ激励金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市スポーツ激励金交付要綱（平成30年四日市市告示第216号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象者)</p> <p>第4条 <u>激励金の交付対象者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、同一大会内においては、次の第1号及び第2号又は第3号のいずれか1回のみとする。</u></p> <p><u>(1) 市内に住所を有し、かつ、第2条に規定する大会に出場する選手</u></p> <p><u>(2) 市内に住所を有し、かつ、第2条に規定する大会の要項等に記載された監督、コーチ等のうち2名まで</u></p> <p><u>(3) 市内の法人その他の団体で、市内に住所を有し、かつ、第2条に規定する大会に出場する選手及び第2号に該当する者が所属する法人その他の団体</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大会に係る激励金の交付対象者については、当該各号に定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 第2条第1号に該当する大会のうち、オリンピック・パラリンピック 市長が必要と認める者</u></p> <p><u>(2) 第2条第4号に該当する大会 市内の高等学校及び大学。ただし、当該大会に出場する選手が、市外の高等学校又は大学に通</u></p>	<p>(交付対象者)</p> <p>第4条 <u>激励金の交付対象者は、市内に住所を有する選手及びその引率者とする。ただし、第2条第1号及び第4号に該当する大会についてはこの限りでない。</u></p>

学する市内在住の者である場合にあって  
は、当該選手

2 (削除)

3 (削除)

(請求及び交付)

第8条 前条の規定による激励金の交付の決定を受けた者は、スポーツ激励金交付請求書 (第3号様式) により大会終了後、市長に激励金の交付を請求する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、大会終了前に交付を請求することができる。

- (1) 市長に表敬訪問する場合
- (2) 全市的な壮行会激励会が開催される場合

2 (略)

(実績報告)

第9条 激励金の交付決定を受けた者は、大会終了後速やかに、大会出場報告書 (第4号様式) に大会結果報告等を添えて市長に提出し

2 前項ただし書に規定する第2条第1号に該当する大会に出場する場合の選手及びその引率者については、次の各号のいずれかに該当するとき、交付対象者とする。

(1) 過去に本市に通年10年以上の住民登録のあった者

(2) 全市的な壮行会等が開催される者

3 第1項ただし書きに規定する第2条第4号については、別表のスポーツ激励金交付基準に基づき市内の高等学校、大学に対して交付するものとする。ただし、市外の高等学校・大学に通学する市内在住の者については、選手個人に対して交付するものとする。

(請求及び交付)

第8条 前条の規定による激励金の交付の決定を受けた者は、スポーツ激励金交付請求書 (第3号様式) により、市長に激励金の交付を請求する。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、その金額を資金前渡により交付することができる。

- (1) 市長に表敬訪問する場合
- (2) 全市的な壮行会激励会が開催される場合

2 (略)

(実績報告)

第9条 激励金の交付を受けた者は、大会終了後速やかに、事業完了報告書 (第4号様式) に大会結果報告等を添えて市長に提出し

しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り

その効力を失う。

なければならない。

附 則

(施行期日)

(略)

(有効期限)

この要綱は、平成33年3月31日限りそ

の効力を失う。

改正後

1 国際大会・全国大会・国民体育大会に対する激励金

区分	内容説明	交付金額
(1)	オリンピック・パラリンピックに出場する場合	1人： <u>100,000円</u>
(2)	国際大会に出場する場合	1人： 20,000円
(3)	全国大会に出場する場合	1人： 5,000円
(4)	国民体育大会に出場する場合	1人： 5,000円

※対象：(1) 市長が必要と認める者

(2)～(4)：

○市内に住所を有し、大会に出場する選手

○市内に住所を有し、大会の要項等に記載された監督、コーチ等のうち2名まで

※但し、団体出場時の交付金額の最高限度は、100,000円とする。

2 高等学校の選抜大会及び大学のインターカレッジに対する激励金

区分	内容説明	交付金額
個人出場	出場者1人	1人： 5,000円
団体出場	登録人数 ～10名以内	1チーム： 50,000円
	登録人数 11名以上～20名以内	1チーム：100,000円
	登録人数 21名以上～	1チーム：150,000円

※なお、同一種目で、団体と個人両方に出場する場合は、団体出場とみなす。

3 全国高等学校野球選手権大会、選抜高等学校野球大会に対する激励金

1チーム：1,000,000円

4 適用除外

適用除外	(1) 実業団を対象とした大会（都市対抗野球大会は除く） (2) 自由参加による大会 (3) 三重県が結団する選手団の一員として参加する大会（ねんりんピック等） (4) 高等学校のインターハイ
------	---

改正前

別表 スポーツ激励金交付基準（第4条関係）

1 国際大会・全国大会・国民体育大会に対する激励金

区分	内容説明	交付金額
(1)	オリンピック・パラリンピックに出場する場合	1人： 50,000円
(2)	国際大会に出場する場合	1人： 20,000円
(3)	全国大会に出場する場合	1人： 5,000円
(4)	国民体育大会に出場する場合	1人： 5,000円

※但し、団体出場時の交付金額の最高限度は、100,000円とする。

2 高等学校の選抜大会及び大学のインターカレッジに対する激励金

区分	内容説明	交付金額
個人出場	出場者1人	1人： 5,000円
団体出場	登録人数 ～10名以内	1チーム： 50,000円
	登録人数 11名以上～20名以内	1チーム： 100,000円
	登録人数 21名以上～	1チーム： 150,000円

※なお、同一種目で、団体と個人両方に出場する場合は、団体出場とみなす。

3 適用除外

適用除外	(1) 実業団を対象とした大会（都市対抗野球大会は除く） (2) 自由参加による大会 (3) 三重県が結団する選手団の一員として参加する大会（ねんりんピック等） (4) 高等学校のインターハイ
------	---

第 1 号様式から第 4 号様式までを次のように改める。

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者名

\_\_\_\_\_

## スポーツ激励金申請書

みだしのことについて、下記のとおり必要事項を記載して補助申請をいたしますので、よろしくお願いいたします。

### 記

1. 大会名

2. 申請金額 金 円

3. 添付書類

- (1) スポーツ激励金申請内訳書 別紙のとおり
- (2) 大会要項 部
- (3) 大会結果 部
- (4) その他

- ・ 予選大会の結果または主催者の選抜要請が確認できる資料
- ・ 参加選手・役職者（監督・コーチ等）が参照できる資料

スポーツ激励金申請内訳書

出場チーム名

1. 大会名

2. 主催者

3. 種目

4. 大会会場

5. 大会参加期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） 日間

6. 役職者（監督・コーチ等） 人（大会要項に定めるメンバーに限る）

No.	名前	住所	所属
1		四日市市	
2		四日市市	

7. 参加選手 人

No.	名前	住所	所属
1		四日市市	
2		四日市市	
3		四日市市	
4		四日市市	
5		四日市市	
6		四日市市	
7		四日市市	
8		四日市市	
9		四日市市	
10		四日市市	
11		四日市市	
12		四日市市	
13		四日市市	
14		四日市市	
15		四日市市	
16		四日市市	
17		四日市市	
18		四日市市	
19		四日市市	
20		四日市市	

記入者 名前 TEL

印 TEL



年 月 日

四日市市長 様

住 所

名 称

代表者名

\_\_\_\_\_

## スポーツ激励金交付請求書

年度において

大会に出場したので請求します。

記

・請求金額 金 円

### 【振込先】

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義人 (カタカナ)

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者名

\_\_\_\_\_

## 大会出場報告書

下記の大会に出場したので、大会結果を添えて報告します。

記

1. 事業（大会）名 \_\_\_\_\_

2. 大会参加期間 年 月 日 ~ 年 月 日

### ※添付書類

- ・大会結果（交付対象者・団体の成績が確認できるもの）
- ・団体（チーム）での出場の場合は、大会参加者名が確認できる資料  
（主催者が作成した大会出場者名簿（冊子）の写しなど。大会結果で確認できる場合は不要）

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則については、告示の日から施行する。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)